

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成20年1月17日作成)

法令名	北海道個人情報保護条例
根拠条項	第14条
許可等の種類	自己に関する個人情報の開示請求
法令の定め	第14条 何人も、実施機関に対し、その保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。
審査基準	条例の定めによる。
標準処理期間	総期間 14日 () 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	企業局総務課総務企画グループ (電話番号：011-231-4111内線32-721)
申請先	企業局総務課総務企画グループ (電話番号：011-231-4111内線32-721)
問い合わせ先	企業局総務課総務企画グループ (電話番号：011-231-4111内線32-721)
備考	